

上尾市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第26号

上尾市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市子ども医療費支給条例施行規則（昭和48年上尾市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次項」を「以下この条及び第8条」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 受給資格証の有効期間は、前条第1項の規定による申請書の提出があった日（当該日の属する年に次の各号に掲げる事情があった場合は、当該各号に定める日）から受給資格者が条例第2条第3号の保護者に該当しなくなった日までとする。

(1) 出生、転入その他の理由により対象となるこどもに該当することとなった日から15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない事情が生じた場合にあっては、当該事情がやんだ日から15日以内）に当該申請書の提出があった場合 当該対象となるこどもに該当することとなった日

(2) 前号に掲げる場合を除き、災害その他やむを得ない事情により当該申請書の提出をすることができなかった場合において当該事情がやんだ日から15日以内に当該申請書の提出があったとき。 当該事情により当該申請書の提出をすることができなくなった日

第1号様式を次のように改める。

第3号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の上尾市子ども医療費支給条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に上尾市子ども医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第23号）第2条第2号に規定する対象となるこどもに該当することとなる者について適用し、同日前に同号に規定する対象となるこどもに該当することとなった者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に使用されているこの規則による改正前の上尾市子ども医療費支給条例施行規則の様式による書類は、新規則の様式によるものとみなす。